
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第1号「下川町新規就農促進住宅の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第1号 下川町新規就農促進住宅の設置及び管理に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、上名寄集住化住宅等整備事業で建築を進めている新規就農促進住宅の設置及び管理について、条例を制定するものです。

本条例は、第1条「設置」、第2条・3条で「入居者の資格」、「入居の申込及び決定」、第4条「入居の手続」のほか、「同居の承認」、「入居の承継」、「家賃」等、16条からなるもので、附則では、平成29年12月1日からの施行を規定しています。

担当課長などからの説明のもとに審査を行いました。

課長などから、「補助制度の導入に関連し、新規就農者へ住宅と農地を一体的に権利移動することを目標の一つとした。」「住宅の家賃根拠は、新規就農予定者等の入居ということでもあり、公営住宅家賃算出の最低基準を用いた。」などの説明がありました。

当委員会として、当住宅建設の経緯、経過、現状、入居予定などを踏まえるとともに考慮した上で、次の意見を付すものであります。

一つ、これまで関係する公区長、住民、関係機関、審議会等への説明を丁寧に行ってきたが、条例制定に当たり、パブリックコメントの手続きが踏まれていない。法令を遵守し、町民参加の機会を保障するとともに、行政運営の透明性を高め、町民主権の自治を推進すること。

一つ、本計画は、上名寄集住化住宅として一般の方々も入居できる住宅として説明周知されてきたが、補助制度の要件によって、入居資格者は、新規就農予定者や住宅と農地を一体的に譲渡することが可能な者などに限定することとなった。経緯、経過、運用を含め、町民への説明責任を十分果たすこと。

一つ、諸事項の運用、入居者の選定等に当たっては、混乱、不信を招かぬよう十分配慮すること。

以上意見を付して、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第1号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第2 議案第2号「下川町農業研修道場の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第2号 下川町農業研修道場の設置及び管理に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、上名寄集住化住宅等整備事業で建築を進めている農業研修道場の設置及び管理について、条例を制定するものです。

本条例は、第1条「設置」、第2条「名称及び位置」、第3条「事業」のほか、「対象者」等、11条からなるもので、附則では、平成29年12月1日からの施行を規定しています。

担当課長などからの説明のもとに審査を行いました。

課長から、「運営方法について、道場管理は直営で、農産運営は農協への委託を想定している。」「研修カリキュラムに基づき指導及び支援をすることとなるが、研修カリキュラ

ムは補助申請要件を満たすため、平成 29 年 6 月 12 日に知事から承認を受けている。」などの説明がありました。

当委員会として、次の意見を付すものであります。

一つ、当研修道場は、農業の担い手確保を図り、農業の振興に大きく寄与するものであることから、一層の効果発現と円滑な運営を図るためにも、農協をはじめ、関係する機関、団体等の連携、強化を十分に図ること。

以上意見を付して、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 2 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 議案第 3 号「下川町公営住宅管理条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 今定例会本会議において当委員会に付託を受けた、議案第3号 下川町公営住宅管理条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、本年4月に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「第7次地方分権一括法」の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正されたことから、関係する条項の一部改正を行おうとするものです。

担当課長から、「公営住宅管理条例について、認知症患者等の収入申告が困難な事情にある場合、必要な書類の閲覧把握により家賃を定めることができることなどと、特定公共賃貸住宅、一の橋集住化住宅条例の文言整理の内容」などの説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところがあります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願ひいたします。

○議長(木下一己君) ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第3号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第4 議案第9号「平成29年度下川町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第9号 平成29年度下川町一般会計補正予算（第4号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第4回目の補正予算で、歳入、歳出ともに6,323万円を追加し、予算総額55億8,468万円とするものであります。

今回の補正の要因は、補助採択によるもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等に伴うものです。

審査に当たり、まず、総務課長などから議案書、概要書により説明を受け、その後、所管課長などからの詳細説明を受けました。その主な内容について報告します。

歳出ですが、事項別明細書6ページの地域情報化推進費で、地域情報通信基盤整備事業等の工事請負費として340万円が計上されています。総予算額は1,155万円となります。

次に、地域公共交通費で、コミュニティバス待合所改修プロジェクト委託料として120万円が計上されています。ワークショップでの意見…入口の段差解消などです…を反映させるものであり、予算総額は470万円となります。

次に、8ページの農業振興費で、農業研修道場整備事業経費として、住宅の電気料5万円、ボイラー2基分の工事請負費で79万円、農業研修道場実習交付金で111万円が計上されています。

委員からの、「導入するボイラーは、厳寒期に十分対応できる機器なのか。」との質問に対して、課長などから、「ハウスの保温対策、凍害が起きないように工夫をしていきたい。」などの説明がありました。

委員から、「設備、機械等の導入に当たっては、先に農家などの意見を十分聞いて導入するよう意見したが実行されていない。農家などの意見を十二分に聞き取り実行すること。」などの意見がありました。

次に、畜産業費で、町営サンル牧場用地、畑177.181㎡、山林28,044㎡の購入費として552万円が計上されています。今後、預託牛が増加することに伴う用地購入であります。

次に、9ページの商工振興費で、中小企業振興事業経費として、事業承継謝礼2件の報償費、商店街活性化3件、起業家奨励3件の負担金、補助及び交付金で474万円が計上されています。

次に、宿泊研修交流施設整備事業経費として、需用費、役務費、予約・会計システム導入等委託料、ガレキ撤去の工事請負費、施設用備品購入費、開設準備の交付金で1,254万円が計上されています。

委員から、「予約・会計システム委託は、五味温泉と繋がったものなのか。」との質問に対しまして、課長などから、「温泉が満館の場合、宿泊研修交流施設へアクセスでき、空

室を見ることができる。五味温泉予約システムとは別であるが、今後使い勝手をみて連携し、運用していきたい。」との説明がありました。

次に、ふるさと観光振興費で、五味温泉管理事業として、設備等修繕費 257 万円、客室ストーブ 10 台の備品購入費で 164 万円が計上されております。

委員から、「五味温泉の炭酸泉は特質があるとの評価がある。再度泉質評価をすべきである。そして特質を最大限いかすべきである。」との意見がありました。

次に、10 ページの住宅管理費で、公営住宅管理事業として、元町あけぼの団地落雪対策用雪囲い設置、3 棟 12 戸の工事請負費 336 万円が計上されております。

次に、住宅建設費で、公営住宅整備事業として、元町団地除却 3 棟 12 戸の工事請負費で 1,500 万円が計上されております。

歳入については、事項別明細書 4 ページの不動産売払収入で、錦町宅地分譲地 441.53 ㎡の売払収入 243 万円が計上されています。

その他、特に意見等はありませんでした。

当委員会として次の意見を付します。

一つ、コミュニティバス待合所プロジェクトでみられるように、事業の実施段階におけるワークショップ等での意見反映は望ましいことである。今後はケースバイケースのことであるが、まず、計画段階での意見反映を徹底し、実施段階においても意見が十分反映されるよう取り進めること。また、事業実施段階における意見反映をルール化することも検討を要する。

以上意見を付し、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 委員長報告の最後で、「本条例は」というところがありましたが、本条例ではなく、本予算ということでよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 春日委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 本予算でございます。失礼しました。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第5 認定第1号「平成28年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第6 認定第2号「平成28年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案につきましては、決算認定特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（春日隆司君） 今定例会において決算認定特別委員会に付託を受けた、認定第1号 平成28年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第2号 平成28年度下川町公営企業会計決算認定につきましては、今会期中には時間が足りず、結審することができませんので、継続審査とすることに決定いたしました。ここに報告をいたします。各議員の御理解と御賛意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、委員長より、継続審査すべきものと決定した旨の報告がありましたので、認定第1号及び認定第2号を、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第7 発議第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、様々な取組を進めてきたところであります。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として、「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組を更に加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものです。

一、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的な関わりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

二、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

三、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取組に対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっているところです。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第8 発議第2号 「「全国森林環境税」の創設に関する意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、提案趣旨を申し上げます。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されていますが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府与党は、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的

に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にも繋がるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

よって、次のとおり制度創設について実現を強く求めるものであります。

平成 29 年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成 30 年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下各関係大臣となっております。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第9 「下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の廃止について」を議題といたします。

去る9月14日に特別委員会を開催し、特別委員会の活動経過等の報告後に、目的は達成され廃止が決定した旨の報告が委員長からありました。

したがって、下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の廃止についてお諮りいたします。

特別委員会で決定されたとおり、下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の廃止を決定することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会を廃止することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第10 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、10月24日に開催される「上川管内町村議会議員研修会」への出席について、議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第11 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

総務産業常任委員会から、町内所管事務調査として、9月26日から27日の2日間、「各種事務事業の執行状況」並びに「施設の維持管理状況について」及び道外所管事務調査として、10月24日から27日までの4日間、熊本県おぐにまち小国町並びに高知県ゆすはらちょう梶原町の「環境モデル都市行動計画取組状況について」、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成 29 年第 3 回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 3 4 分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、提案させていただきました議案等精力的に審査をいただきましたところ、全ての議案等をお認めいただき、心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今回議決いただいた議案に係るそれぞれの施策につきましては、本年度残り半期余りの中において、しっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げますとともに、日一日と寒さも募ってまいりますので、健康に十分留意され、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。